

# 解体工事に係る最低制限価格の設定について

令和4年3月15日

**解体工事**に係る最低制限価格について、令和4年4月1日以降に公告する入札分から、次のように算定します。（解体工事を除く建設工事については、変更はありません。）

最低制限価格＝予定価格×75/100（1,000円未満の端数は切り捨て）